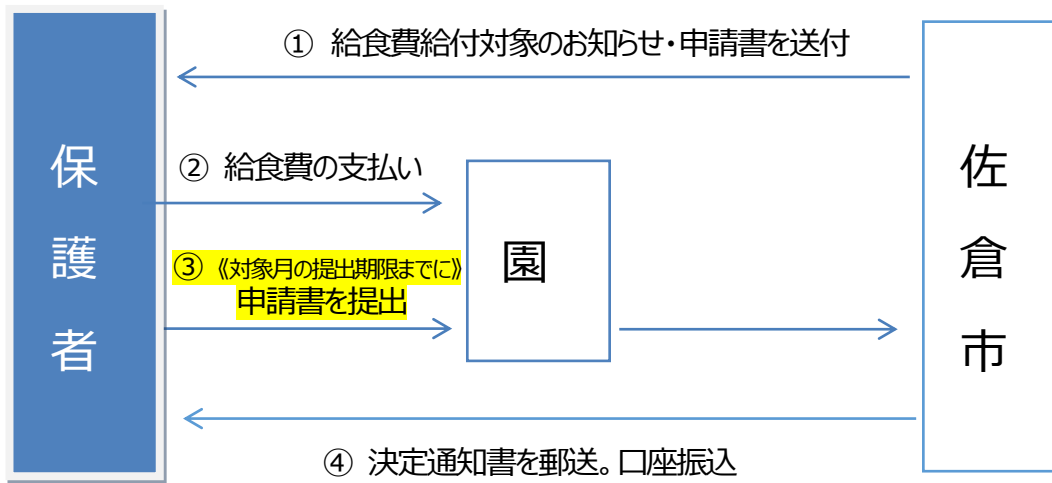


佐倉市私立幼稚園給食費給付金の支給申請について

1. 申請手続・交付までの流れ

給食費の給付対象となった方で、給食費給付金の支給を受ける場合は、「私立幼稚園給食費給付金支給申請書」に必要事項を記載の上、**対象月の提出期限までに在籍している幼稚園へ提出**してください。在籍園が利用実績を確認後、市から皆様の指定口座にお振込みいたします。

(※) 佐倉市外の幼稚園に在籍している方は、取扱いが異なる場合がありますので、幼稚園にお問い合わせください。



2. 給付額

実際に支払った給食費が給付額（月額7,500円が上限）となります。

ただし、預かり保育日のみの給食費（例えば、夏季休業期間中の預かり保育日に利用した給食費）は対象外となります。

3. 申請書提出期限

対象月により申請書提出期限が異なりますので、ご注意ください。

対象月	申請書提出期限	支給予定月
令和5年4～8月分	令和5年6月30日（金）	9月末
令和5年9月～令和6年3月分	令和5年11月2日（木）	令和6年5月末